

広報紙デザイン制作等業務委託 プロポーザル実施要領

1. 業務概要

(1) 業務名

広報紙デザイン制作等業務委託

(2) 業務の目的

広報よっかいち（上旬号）の作成にあたっては、市民にとって重要な市の政策・施策を分かりやすく掘り下げて伝えるため、市が文書編集を行っている。一方、「見せ方」については専門事業者に委託し、質の高い紙面としている。市が精査した内容を、専門事業者による高度な紙面構成で市民に伝えることにより、効果的な情報発信が期待できる。

(3) 業務内容

市が提供する記事や写真、参考資料にグラフやイラスト、イメージ写真などを加え、広報よっかいちの主要記事のデザイン（写真撮影及びロゴデザインを含む）を制作する。

※詳細は、別紙「広報紙デザイン制作業務委託仕様書」のとおり

(4) 委託期間等

契約締結日から令和9年3月31日まで

（契約締結日は、令和6年2月下旬頃を予定）

2. 予算（金額は全て消費税を含まない）

- ・ 広報よっかいちデザイン 50,000 円／頁（年間 104 頁を予定）
- ・ 写真撮影 A（終日行事など） 70,000 円／箇所（年間 6 箇所程度）
- ・ 写真撮影 B（市内行事など） 40,000 円／箇所（年間 18 箇所程度）
- ・ 写真撮影 C（市内風景など） 25,000 円／箇所（年間 24 箇所程度）

3. プロポーザル審査委員会

広報紙デザイン制作業務を実施するにあたって、プロポーザル方式による契約の相手方の候補者決定を厳正かつ公正に行うため、広報紙デザイン制作等業務委託プロポーザル審査委員会を設置する。

同委員会では、実施要領の確認、事業者選定、企画提案書等の審査及び候補者の決定に関することを処理する。

4. 参加資格要件

プロポーザルに参加するものは、次に掲げる事項全てに該当すること。

- (1) 四日市市入札参加資格者名簿「物品・業務委託」に登載または登載予定であること。なお、登録業種は、「印刷」または「広告代理・企画」とする。(未登録または登録業種が異なる場合は、プロポーザル実施時までに、市が指定する書類を提出するとともに、令和6年1月24日までに、三重県市町総合事務組合で登載手続きを済ませること)
- (2) 公募開始時から受託予定候補者特定の日までの間、四日市市建設工事等入札参加資格停止基準(平成21年6月1日施行)の規定による入札参加資格停止等の措置を受けていないこと。
- (3) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しないこと。
- (4) 入札参加資格審査申請において、提出した書類の記載事項に虚偽がないこと。
- (5) 自治体が発行する広報媒体に関する業務を請け負った実績を有していること。

5. 契約までのスケジュール

令和6年1月 5日(金)	プロポーザル実施要領等の公表
1月12日(金)	質問受付期限(15:00まで)
1月15日(月)	参加意向申出書の提出期限(17:00まで)
1月17日(水)	参加資格審査結果の通知
1月24日(水)	企画提案書の提出期限(16:00まで)
2月 2日(金)	審査委員会の開催(プレゼンテーション)
2月中旬	審査結果の通知
2月下旬	契約手続き

6. 質疑・回答

質問は、Eメールまたはファクスで、受付期限までに提出すること(指定様式あり)。全ての質問及び回答については、市ホームページにて公開する。

7. 参加申込、資格審査

様式1「参加意向申出書」を直接、または郵便により提出する。なお、提出の際には、過去5年以内に自治体の広報媒体に関する業務を請け負ったことが分かる書類の写し等を添付すること。参加資格審査結果は、各応募者へ様式2「参加資格審査結果通知書」にてEメールまたは郵便により通知する。

8. 企画提案書作成要領

別紙のとおり

9. 審査要領

別紙のとおり

10. 審査結果

審査終了後、各応募者へ様式3「プロポーザル審査結果通知書」にて、Eメールまたは郵便にて通知する。

11. 提出書類の取り扱い

市ホームページに以下の情報を掲載する。

(候補者決定前) 実施要領、仕様書、企画提案書作成要領、審査要領

(候補者決定後) 参加者名、決定された候補者

なお、提出された書類について、四日市市情報公開条例に基づく開示請求があった場合は、同条例に基づく開示対象文書とする。

12. 問い合わせ先

四日市市 政策推進部 広報マーケティング課 (担当：大杉)

TEL：059-354-8244 FAX：059-354-3974

E-Mail：kouhou@city.yokkaichi.mie.jp

13. その他

- (1) 様式1「参加意向申出書」を提出後、辞退する場合は、辞退届を提出すること。
- (2) 提出書類が以下のいずれかに該当する場合は、失格とする。
 - ①記載すべき事項の全部または一部が記載されていないもの
 - ②虚偽の記載をしたもの
- (3) プロポーザルにおいて、その公正な執行を妨げた者、虚偽の提案等を行った者または不正な利益を得ようとした者は失格とする。
- (4) 提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標特権の日本国および日本国以外の国の法令に基づき保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果、生じた一切の責任は提案事業者が負うものとする。
- (5) 提案書の作成・提出、プロポーザルへの参加等の一切の経費は、提案事業者の負担とする。